

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 字の区域の新設等(二件)(市町村振興課)
  - 字の区域の変更(三件)( )
  - 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)
  - 結核予防法による医療機関の指定の辞退( )
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定( )
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退( )
  - 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更( )
  - 土地改良法による換地処分(四件)(農村整備課)
  - 保安林の指定の解除(森林保全課)
  - 土地収用法による事業の認定(管理課)
  - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
  - 都市計画法第六十六号による告示( )
  - 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)
  - 選挙管理委員会の招集
- ◇ 選 管 告 示
  - 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の  
数等の訂正
- ◇ 正 誤
  - 平成十一年三月九日付鳥取県告示第百三十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区神坂工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(平成十年十月十六日現在の地番による。)
下砂見字森田	同上の区域(平成十年十月十六日現在の地番による。)
下砂見字森田	下砂見字向田八八の一の一部、九〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
下砂見字森田	下砂見字森田西九三の一、九三の五の一部、九三の六の一部、九四の一の一部、九四の四の一部、九八の三の一部、九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
下砂見字森田	下砂見字森田東一〇六の一、一〇六の二の一部、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一〇の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
下砂見字神坂土居	下砂見字神坂土居二三五、一三七の一部、一三七の一、一三八、一三九、一四八の一部、一四八の一の一部、一五〇の一、一五一、一五一の一、一五一の二の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>下砂見字隈ノ内</p>	<p>下砂見字隈ノ内下一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇四の二、二〇四の四、二〇五の一、二〇八の一、二〇八の六、二〇九、二一〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>下砂見字隈ノ内上二四二の一部、二四三、二四四、二四五の一、二四五の二の一部、二四六の一、二四六の二、二四七の一部、二四八の一、二五二の一、二五三の一、二五四の一、二五五の一、二五六の一部、二五七の一の一部、二五七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>下砂見字葎谷口</p>	<p>同上の区域（平成十年十月十六日現在の地番による。）</p> <p>下砂見字葎谷口のうち六九の一、六九の二、七〇、七〇の一の一部、七七の一部、七七の一の一部、七七の二、七八から八〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下砂見字向田</p>	<p>下砂見字葎谷口六九の一、六九の二、七〇、七〇の一の一部、七七の一部、七七の一の一部、七七の二、七八から八〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>下砂見字向田のうち八八の一の一部、九〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>下砂見字森田西九一の三の一部、九一の五、九三の六の一部、九三の七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>下砂見字森田東一〇六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下砂見字森田西</p>	<p>下砂見字森田西のうち九一の三の一部、九一の五、九三の一、九三の五の一部、九三の六の一部、九三の七、九四の一の一部、九四の四の一部、九八の三の一部、九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下砂見字森田東</p>	<p>下砂見字森田東のうち一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一〇の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>下砂見字神坂土居一三六の一、一三七と一体をなす国有地の一部</p>

<p>下砂見字神坂土居</p>	<p>下砂見字神坂土居のうち一三五、一三七の一部、一三七の一、一三八、一三九、一四八の一部、一四八の一の一部、一五〇の一、一五一、一五二の一、一五二の二の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下砂見字隈ノ内下</p>	<p>下砂見字隈ノ内下のうち一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一の一部、二〇三の一、二〇四の二の一部、二〇四の四、二〇五の一の一部、二〇八の一、二〇八の六、二〇九、二一〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下砂見字隈ノ内上</p>	<p>下砂見字隈ノ内上のうち二四二の一部、二四三、二四四、二四五の一、二四五の二の一部、二四六の一、二四六の二、二四七の一部、二四八の一、二五二の一、二五三の一、二五四の一、二五五の一、二五六の一部、二五七の一の一部、二五七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>鳥取県告示第四百十九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の新設及び変更は、平成十一年三月十六日からその効力を生ずる</p> <p>平成十一年三月十六日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>新たに画する字の名称</p> <p>同上の区域（平成十年九月七日現在の地番による。）</p>

福里	<p>天萬字土井一三三〇の一、一三四二の一、一三四八、一三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地      天萬字西久石一三六五の二と一体をなす国有地の一部      天萬字天神木二一五〇の一から二一五〇の三まで、二一五一、二一五二、二一五五      天萬字稲荷二一五六、二一五七の一部、二一五九の一部、二一六二の一、二一六四の一部、二一六五の一、二一七〇、二一七一、二一七二の一から二一七二の三まで、二一七三の二、二一七四の二から二一七四の四まで、二一七五の三、二一七六の二、二一七七の二、二一七八      天萬字土井前二一七九の一部、二一八〇の一から二一八〇の九まで、二一八一の二、二一八二の四、二一八二の五、二一八三の二、二一八四の二、二一八六、二一八七の二、二一九一から二一九四までの一部、二一九五、二一九九の一部、二二〇〇、二二〇三の一部、二二〇三の二、二二〇四の一、二二〇四の三      天萬字苜場二二〇七の一部、二二〇八の一部</p>
区域を変更する字の名称	<p>同上の区域（平成十年九月七日現在の地番による。）</p>
天萬字土井	<p>天萬字土井のうち一三三〇の一、一三四二の一、一三四八、一三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域      天萬字土井前二一八五</p>
天萬字西久石	<p>天萬字西久石のうち一三六五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
天萬字天神木	<p>天萬字天神木のうち二一五〇の一から二一五〇の三まで、二一五一、二一五二、二一五五以外の区域</p>
天萬字稲荷	<p>天萬字稲荷のうち二一五六、二一五七の一部、二一五九の一部、二一六二の一、二一六四の一部、二一六五の一、二一七〇、二一七一、二一七二の一から二一七二の三まで、二一七三の二、二一七四の二から二一七四の四まで、二一七五の三、二一七六の二、二一七七の二、二一七八以外の区域</p>
天萬字土井前	<p>天萬字土井前のうち二一七九の一部、二一八〇の一から二一八〇の九まで、二一八一の二、二一八二の四、二一八二の五、二一八</p>

<p>天萬字苜場          天萬字東久石</p>	<p>三の二、二一八四の二、二一八五、二一八六、二一八七の二、二一九一から二一九四までの一部、二一九五、二一九九の一部、二二〇〇、二二〇三の一の一部、二二〇三の二、二二〇四の一、二二〇四の三以外の区域          天萬字苜場のうち二二〇七の一部、二二〇八の一部以外の区域          天萬字西久石一三六五の二と一体をなす国有地の一部          天萬字東久石の全域</p>
<p><b>鳥取県告示第百五十号</b>          地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。          この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区上砂見工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。          平成十一年三月十六日          鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称          上砂見字真石          上砂見字柏谷口</p> <p>同上の区域（平成十年十月一日現在の地番による。）          上砂見字真石のうち二六三の一の一部、二七七の一の一部、二七八、二七九から二八一までの一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          上砂見字真石二七七の一の一部、二七八、二七九から二八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          上砂見字柏谷口のうち二八三の一の一部、二八四の一部及びこれ</p>

上砂見字下横屋	らと一体をなす国有地以外の区域 上砂見字繩手六七七と一体をなす国有地の一部
上砂見字上横屋	上砂見字下横屋のうち三九六の一の一部、三九六の六、四〇三の一部、四〇三の一の一部、四〇四の一、四〇四の二、四〇四の四の一部、四〇五の二の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上砂見字アグライ五一七の二の一部、五二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上砂見字拾石上ミ	上砂見字拾石上ミの全域 上砂見字拾石一一四六の二
上砂見字内ノ谷口	上砂見字内ノ谷口のうち四七三の一、四七三の二、四七五の六、四七五の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 上砂見字内ノ谷奥四七六と一体をなす国有地の一部
上砂見字内ノ谷奥	上砂見字内ノ谷奥のうち四七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
上砂見字荷コロビ	上砂見字上横屋四二八の三の一部、四三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上砂見字荷コロビのうち四九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上砂見字アグライ五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上砂見字畑ヶ山上エノの割一一一〇の二
上砂見字アグライ	上砂見字下横屋四〇三の一部、四〇三の一の一部、四〇四の一、四〇四の二、四〇四の四の一部、四〇五の二の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 上砂見字上横屋四二八の二の一部、四二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

上砂見字宮ノ谷	上砂見字宮ノ谷のうち六五四の二、六五五の二、六五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上砂見字小宮谷	上砂見字小宮谷のうち六五六、六五七と一体をなす国有地の一部以外の区域
上砂見字繩手	上砂見字真石二六三の一の一部、二八一の一部、二八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上砂見字柏谷口二八三の一の一部、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 上砂見字宮ノ谷六五四の二、六五五の二、六五五の四及びこれらと一体をなす国有地 上砂見字小宮谷六五六、六五七と一体をなす国有地の一部 上砂見字繩手のうち六七七と一体をなす国有地の一部以外の区域
上砂見字拾石	上砂見字拾石のうち一一四六の二以外の区域
上砂見字畑ヶ山上エノ割	上砂見字畑ヶ山上エノ割のうち一一〇四の二、一一〇八の二、一一一〇の二以外の区域
岩坪字内ノ谷	上砂見字内ノ谷口四七三の一、四七三の二、四七五の六、四七五の七と一体をなす国有地の一部 上砂見字内ノ谷奥四七六と一体をなす国有地の一部 岩坪字内ノ谷の全域
岩坪字惣目田	岩坪字惣目田一三二と一体をなす国有地の一部 岩坪字惣目田山分一一六七の一四
岩坪字惣目田	岩坪字惣目田のうち一三二と一体をなす国有地の一部以外の区域 岩坪字大瀬戸ノ下一三五と一体をなす国有地の一部
岩坪字大瀬戸ノ下	岩坪字大瀬戸ノ下のうち一三五と一体をなす国有地の一部以外の区域
岩坪字惣目田山分	岩坪字惣目田山分のうち一一六七の一四以外の区域

鳥取県告示第百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区下砂見工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区画を変更する字の名称	同上の区域（平成十年十月一日現在の地番による。）
下砂見字隈ノ内上	下砂見字隈ノ内上のうち二四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
下砂見字井ノ山	下砂見字隈ノ内上二四五の一と一体をなす国有地の一部 下砂見字井ノ山のうち二六五の一の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八一の一、二八三と一体をなす国有地の一部以外の区域
下砂見字倉内土居	下砂見字倉内土井二九〇の一部 下砂見字中谷一〇二二の一部、一〇二四の一部
下砂見字河原中	下砂見字井ノ山二六五の一の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八一の一、二八三と一体をなす国有地の一部
下砂見字河原中五〇七	下砂見字倉内土居のうち二九〇の一部以外の区域
下砂見字河原中五〇七の全域	下砂見字河原中五〇七の全域

鳥取県告示第百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤碓町が行う土地改良事業に係る平田ヶ平地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

下砂見字河原中	下砂見字河原中のうち五〇七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
下砂見字西河内	下砂見字西河内のうち六五三、六六九の一部、六七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下砂見字尾山	下砂見字西河内六五三、六六九の一部、六七〇及びこれらと一体をなす国有地 下砂見字尾山の全域
下砂見字鯛ヶ瀬	下砂見字鯛ヶ瀬のうち七四一、七四一の一から七四一の三までの一部、七四二、七四三の四の一部、七四三の四の一部、七四三の七、七四三の八の一部、七四三の七、七四三の八の一部、七四四の一部、七四四の三、七四五の二、七四五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下砂見字中谷	下砂見字中谷のうち一〇二二の一部、一〇二四の一部以外の区域
中砂見字轟	下砂見字鯛ヶ瀬七四一、七四一の一から七四一の三までの一部、七四二、七四三の四の一部、七四三の七、七四三の八の一部、七四四の一部、七四四の三、七四五の二、七四五の三及びこれらと一体をなす国有地 中砂見字轟の全域

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区画を変更する字の名称	同上の区域（平成九年六月十日現在の地番による。）
大字大父字上美濃海	大字大父字上美濃海のうち五五五以外の区域
大字大父字美濃海	大字大父字上美濃海五五五
	大字大父字美濃海の全域

**鳥取県告示第百五十三号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定年月日
いしこ内科循環器科医院	鳥取市湖山町南三丁目三〇二一	平成十年九月二十一日
松下内科医院	鳥取市雲山一一三一一	平成十年十月一日
うえます内科小児科クリニック	米子市安倍三八一一	平成十年十月二十一日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成十年十一月一日
田中医院	気高郡青谷町大字井手五七五	
医療法人千希会河本医院	倉吉市津原三九二一一	平成十年十月六日
しばた耳鼻咽喉科医院	鳥取市雲山二三三一一五	平成十年十一月十六日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一一	平成十年十二月一日
有限会社アド調剤薬局	米子市尾高町八八	平成十年七月二十三日

日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町二七二一一	平成十年九月一日
田中薬局河原町店	倉吉市河原町一九八〇一一	平成十年九月三十日
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目三〇二一一	平成十年十月八日

**鳥取県告示第百五十四号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退年月日
松下内科医院	鳥取市雲山一一三一一	平成十年九月三十日
河本医院	倉吉市津原三九二一一	平成十年十月五日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成十年十月三十日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一一	平成十年十一月三十日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一一	平成十年十二月十五日
アド調剤薬局	米子市東町一九二	平成十年七月二十二日

**鳥取県告示第百五十五号**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆

者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いしこ内科循環器科医院	鳥取市湖山町南三丁目三〇一―一	平成十年十月一日
松下内科医院	鳥取市雲山一一三―一	〃
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一―二	平成十年十一月一日
田中医院	気高郡青谷町大字井手五七五	〃
医療法人千希会河本医院	倉吉市津原三九二―二	平成十年十一月七日
うえます内科小児科クリニック	米子市安倍三八―二	平成十年十一月九日
しばた耳鼻咽喉科医院	鳥取市雲山二三三―五	平成十年十一月十六日
武信眼科	東伯郡大栄町大字由良宿一六二四―一	〃
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二―一	平成十年十二月一日
医療法人吉井歯科医院分院	東伯郡東郷町大字旭三〇	平成十年十月一日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二―二	平成十年十一月一日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五―一	平成十年十二月一日
田中薬局河原町店	倉吉市河原町一九八〇―一	平成十年十月一日
日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町二七二―一	〃
ケアタウン薬局	米子市奥谷一一三五―一	〃
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目三〇一―二	平成十年十月八日
長谷川薬局	米子市富益町四四七七―二	平成十一年二月一日

鳥取県告示第百五十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
松下内科医院	鳥取市雲山一一三―一	平成十年九月三十日
河本医院	倉吉市津原三九二―二	平成十年十月六日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一―二	平成十年十月三十一日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二―一	平成十年十一月三十日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二―二	平成十年十二月三十一日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五―一	平成十年十一月三十日

鳥取県告示第百五十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年法律第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
倉吉市山根四三 医療法人仁厚会倉 吉記念病院	名 称	医療法人仁厚会 倉吉病院	医療法人仁厚会 倉吉記念病院	平成九年十一月一日
米子市久米町三三三 サンマリタン耳鼻 咽喉科医院	所 在 地	米子市久米町四 〇一三	米子市久米町三 三三一	平成十年九月八日
米子市奥谷二三五七七 医療法人須山医院米子南 クリニック	名称及び 所 在 地	米子市石井一〇 七八 医療法人須山医院	米子市奥谷二三五七七 医療法人須山医院米子南 クリニック	平成十年十月一日
鳥取市賀露町南一 丁目一八一六 医療法人松岡内科	所 在 地	鳥取市賀露町一 七〇三七七〇	鳥取市賀露町南 一丁目一八一 六	平成十年十月十二 日
鳥取市湖山町北二 丁目五六一 涌島齒科湖山医院	所 在 地	鳥取市湖山町三 六九〇一	鳥取市湖山町北 二丁目五六一	平成十年十二月二 十六日

鳥取県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区神坂工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十六号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区上砂見工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区下砂見工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業に係る平田ヶ平地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日



鳥取県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭一五五の一・一一五六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一五六の四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立美保地区公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市吉成二丁目字向前田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市西町二丁目三二一

鳥取市教育委員会事務局生涯学習課

鳥取県告示第百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年二月二日 鳥取県指令都計三二二第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字二番川頭

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市

米子市長 森田 隆朝

**鳥取県告示第百六十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取市都市計画道路事業二・四・四号上町松並線

二 施工者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取東町一丁目二二〇

四 事業地

1 収容の部分 鳥取市大工町頭、元大工町及び上魚町地内

2 使用の部分 なし

**鳥取県告示第百六十六号**

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成十一年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社山陰合同銀行境南出張所	名 称	株式会社山陰合同銀行境南支店	株式会社山陰合同銀行境南出張所	平成十一年三月十五日

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号**

平成十一年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成十一年三月三十日（火）午後二時

二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 鳥取県知事及び県議会議員選挙について

**鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数を次のように訂正する。

平成十一年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

平成十一年三月鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号（鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等について）中「九、六七四」を「九、六七六」に、「二六一」、「三二六」を「二六一」、「二五三」に、「一三」、「一三五」を「一三、一六二」に改める。

正 誤

平成十一年三月九日付鳥取県告示第百三十八号（飼料の試験の結果の概要について）中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

一 下

フエガーミール

フエガーミール

粗たんば  
く質  
3.2%  
不足粗灰  
分1.7%  
過剩

粗たん  
白質3.2%  
不足  
粗灰1.7%  
過剩